

諮問番号：令和 2 年八重瀬町諮問第 1 号

答 申：令和 2 年 4 月 15 日

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 31 年 2 月 27 日に提起した処分庁八重瀬町長（以下、「処分庁」という。）による保育園入所保留に関する処分（以下、「本件処分」という。）についての審査請求（以下、「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成 30 年 11 月 12 日、処分庁に対し、平成 31 年度支給認定申請書兼施設利用申込書（施設型給付費・地域型保育給付費等）を提出した。
- 2 処分庁は、平成 31 年 2 月 1 日付け保育園入所保留通知書により、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、平成 31 年 2 月 27 日、本件処分は不服であるとして審査請求書（異議申し立て）を提出し、本件審査請求を行った。
- 4 審理員は、令和元年 1 月 18 日、本件審査請求はいずれも理由がないため棄却されるべきとの審理員意見書を提出した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、処分庁が行った本件処分について、①保育利用の可否にかかる審査基準が明らかではない（行政手続法第 5 条違反）、②入所保留となった具体的な理由が明らかではない（行政手続法第 8 条違反）、③保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず保育を利用する権利を侵害されたことにより、保育の利用を可とされた他の児童との間に著しい不平等が生じ、保育が利用できないことで就労が困難となり生活困窮になる（憲法第 13 条、14 条、25 条及び児童福祉法第 24 条第 1 項違反）というものと思われる。

2 処分庁の主張

(1) 行政手続法第 5 条第 3 項について

八重瀬町保育園の実施基準及び調査表に基づき保育の必要性の優先付けを行い、優先度の高い順に利用希望施設へ内定を行っている。同実施基準及び調査表並びに八重瀬町保育施設等利用調整基準については、処分庁のホームページに掲載している。

(2) 行政手続法第 8 条について

「保育園への入所申し込み者数が入所受け入れ者数を超えるため」と理由を示しており違法はない。点数を記載した場合、同点判定で入所できた児童と入所できなかった児童が生じることでの不信感の発生、各年齢別クラス及び各保育園で入所案内ができる点数に前後が生じ、年度でも前後するところ、混乱・誤解が生じないよう全て「理由」に記載することは事務処理上大変な作業であるため、記載していなくても違法ではない。

(3) 児童福祉法第 24 条第 1 項等について

児童福祉法は、保育を必要とする全ての児童を保育所等で保育することを理想とはしているものの、現実的には保育の需要に対応する保育所等が不足する事態を想定しており、既に利用定員に達している場合にまで保育を必要とする全ての児童に対して保育を行うことを義務づけているものではない。

第 4 審査会の判断

1 行政手続法第 5 条について

処分庁のホームページに掲載されている「八重瀬町保育施設等利用調整基準について」及び「八重瀬町保育園の実施基準及び調査表」記載の審査基準は、行政手続法第 5 条第 2 項の要件を充たす程度に具体的といえる。そして、上記審査基準は、処分庁の担当部署に備え付けられ、それに加えて処分庁のホームページに掲載されていたのであるから、審査基準が公にされていたと認められ、どのような方法で審査基準が公表されているかが明らかでなかったとしても、同法第 5 条第 3 項に違反するとまではいえない。

よって、本件処分が行政手続法第 5 条に違反するとの審査請求人の主張は、理由がない。

2 行政手続法第 8 条について

行政手続法第 8 条の趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあると解されている。

この点、処分庁は、申込期限内に申込みのあった全ての申込者について、「八重瀬町保育園の実施基準及び調査表」に従い点数化を行い、点数等の優先順位に従って利用調整を行った後、入所の可否を判断している。処分庁のホームページにて公にされた当該審査基準は、数量的指標その他の客観的指標により明確に定められているといえる。また、入所の可否の判断の過程は、申込者の求めに応じて開示されている。加えて、処分庁は、判断過程が申込者に開示されることを想定して数量的指標による審査基準に従って判断を行っているものと思われるところ、これらの事情からすれば、処分庁の判断の慎重と合理性が一定程度担保され、恣意が抑制されているといえる。

さらに、点数の前後やバラツキが生じることによって、処分庁への問い合わせや不服申立てが一定程度増える可能性があると考えられるところ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が、平成 28 年 8 月 31 日雇児発 0831 第 5 号により、各都道府県知事、各

指定都市市長、各中核市市長に対し、「なお、利用調整における選考過程の透明化を図り、もって保育所等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、利用調整に当たって指数（優先順位）付け等を行っている市町村においては、当該申込者に係る指数等についても併せて通知するなど、申込者に対するきめ細やかな支援を積極的に行うよう努めること」を求めている一方、それより規模の小さい自治体には同様の通知を未だに発していないこと、現に処分庁は事務処理上大変な作業であると主張していることに照らすと、本件処分の時点においては、処分庁において、理由に具体的な点数等を記載する義務があったとまでは言うことができず、処分庁の規模に照らせば、なお違法とは言うことができない。

よって、本件処分が行政手続法第 8 条に違反するとの審査請求人の主張は、理由がない。

3 児童福祉法第 24 条について

児童福祉法第 24 条第 1 項は、児童について保育の必要がある場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない旨を規定しており、同法第 2 条と相俟って、市町村に保育所を整備し、保育所における保育を実施する義務がある旨を明らかにしたものと解される。

他方、同法第 24 条第 3 項は、市町村は保育所等の利用について調整を行うものとする旨を規定しており、利用調整の結果として、保育所等を利用できない児童が現出することがあり得ることを想定し、これを容認していると解される。

よって、本件処分が同法第 24 条第 1 項に違反するとの審査請求人の主張は、理由がない。

4 その他の主張について

審査請求人は、その他憲法の条文等を主張の根拠としているが、その主張は具体性を欠いており、児童福祉法第 24 条違反と同趣旨のものと見るほかないから、前記のとおり理由がない。

第 5 調査審議の経過

審査会による審査審議の経過は、次のとおりである。

令和 2 年 1 月 23 日 審査庁から諮問の受理

令和 2 年 1 月 29 日 審議

第 6 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法または不当な点は認められない。

第 7 結論

以上のとおり、審査請求人による本件審査請求は、いずれも理由がないと認められ、本件審査請求は棄却されるべきと考える。

以 上